

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 団 体 社会福祉法人小松市社会福祉協議会
所管課 予防先進部ふれあい福祉課

2 選定理由

社会福祉法人小松市社会福祉協議会は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 26 年度に実施している。

3 監査の種別 財政援助団体等監査

4 監査実施日 令和 2 年 9 月 24 日

5 監査実施場所 監査委員室

6 監査の範囲 令和元年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 表 靖二

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は、社会福祉法人小松市社会福祉協議会関係職員並びに所管課である予防先進部長ほかふれあい福祉課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (6) 補助金等交付団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 監査の結果

補助金にかかる出納その他の事務の執行は、次のとおり改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

(1) 指摘事項

＜社会福祉法人小松市社会福祉協議会＞

職員からの預かり金（源泉所得税）の処理について、前回監査（平成 26 年度）において指摘したところであるが、今回の監査においても年末調整処理時に本人に還付すべきところを誤って徴収していた。

早急に修正処理を行うとともに、残高確認の方法や体制を整備し、今後は適正な事務処理を徹底されたい。

11 監査の結果に添える意見

＜社会福祉法人小松市社会福祉協議会＞

小松市社会福祉協議会は、地域福祉活動の拠点として昭和 26 年 3 月に設立された歴史の長い団体であり、地域共生社会の実現に向け、市民を対象とした相談やボランティア育成など様々な事業に取り組んでいる。

事業内容については、時代とともに変化しているニーズや状況を踏まえ、必要に応じ取捨選択を含めた見直しを行い、補助事業の効果が十分にもたらされるよう努められたい。